

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則

平成19年2月19日

規則第2号

改正 平成20年3月31日規則第1号

平成21年3月31日規則第6号

平成25年3月22日規則第1号

平成30年2月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例(平成19年広域連合条例第3号)に定める事務局の組織、職制、事務分掌等について定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課及び担当を置く。

- (1) 総務課 総務担当
- (2) 管理課 資格担当 賦課担当
- (3) 給付課 給付担当
- (4) 保健事業課 保健事業担当

(平20規則1・平21規則6・全部改正、平25規則1・平30規則1・一部改正)

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長及び次長、課に課長を置く。また、担当に主幹、主任、主事及び主任保健師、保健師を置くことができる。

(平30規則1・一部改正)

(職務)

第4条 事務局長は、広域連合長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員の指揮監督を行う。

2 次長は、事務局長を補佐し、局長が不在のときは局長の職務を代行するとともに、局長の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員の指揮監督を行う。

3 課長は、上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員の指揮監督を行う。

4 主幹、主任、主事及び主任保健師、保健師は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(平30規則1・一部改正)

(所掌事務)

第5条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務課総務担当
 - ア 職員の人事、服務及び給与に関すること。

- イ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
 - ウ 財産管理に関すること。
 - エ 文書事務に関すること。
 - オ 公印の管理に関すること。
 - カ 広報公聴に関すること。
 - キ 広域計画に関すること。
 - ク 情報公開及び個人情報保護制度に関すること。
 - ケ 規約、条例、規則等の審査及び制定改廃に関すること。
 - コ 公告式に関すること。
 - サ 議会に関すること。
 - シ 予算及び決算に関すること。
 - ス 契約に関すること。
 - セ 負担金、補助及び交付金に関すること。
 - ソ 事務局の庶務に関すること。
 - タ 基幹系情報システムの運用管理及び機器保守に関すること。
 - チ 基幹系情報システムのネットワークに関すること。
 - ツ 情報系情報システムの運用管理及び機器保守に関すること。
 - テ 情報セキュリティーに関すること。
 - ト その他電算システムに関すること。
 - ナ 他の課、担当に属さないこと。
- (2) 管理課資格担当
- ア 被保険者の資格管理に関すること。
 - イ 被保険者証の交付に関すること。
 - ウ 資格証明書及び短期証の交付に関すること。
 - エ 一部負担金の減免及び徴収猶予の認定に関すること。
 - オ 負担金、補助及び交付金に関すること。
 - カ 基幹系情報システム（資格）の運用管理に関すること。
 - キ 課の庶務に関すること。
- (3) 管理課賦課担当
- ア 保険料率の決定に関すること。
 - イ 保険料の賦課に関すること。
 - ウ 保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
 - エ 保険料の収納管理に関すること。
 - オ 不納欠損、執行停止等に関すること。

- カ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- キ 基幹系情報システム（賦課及び収納）の運用管理に関する事。
- ク その他保険料に関する事。
- (4) 給付課給付担当
 - ア 診療報酬の審査支払に関する事。
 - イ レセプト点検に関する事。
 - ウ 療養費の支給に関する事。
 - エ 葬祭費の支給に関する事。
 - オ 第三者行為求償事務に関する事。
 - カ 一部負担金の減免及び徴収猶予の給付に関する事。
 - キ 負担金、補助及び交付金に関する事。
 - ク 債権管理に関する事。
 - ケ 事業報告に関する事。
 - コ 国民健康保険連合会等との連絡調整に関する事。
 - サ 基幹系情報システム（給付）の運用管理に関する事。
 - シ その他医療給付に関する事。
- (5) 保健事業課保健事業担当
 - ア 健康診査及び歯科健康診査に関する事。
 - イ 重複・頻回受信者等への訪問指導事業に関する事。
 - ウ 重症化予防事業に関する事。
 - エ 国保データベース（KDB）システムに関する事。
 - オ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び実施に関する事。
 - カ 保険事業部会の運営に関する事。
 - キ 保険者協議会に関する事。
 - ク 負担金、補助及び交付金に関する事。
 - ケ 課の庶務に関する事。
 - コ その他保健事業に関する事。

(平20規則1・平21規則6・全部改正、平25規則1・平30規則1・一部改正)

(臨時の職)

第6条 臨時の職については、広域連合長が必要の都度別に定める。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月5日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。